

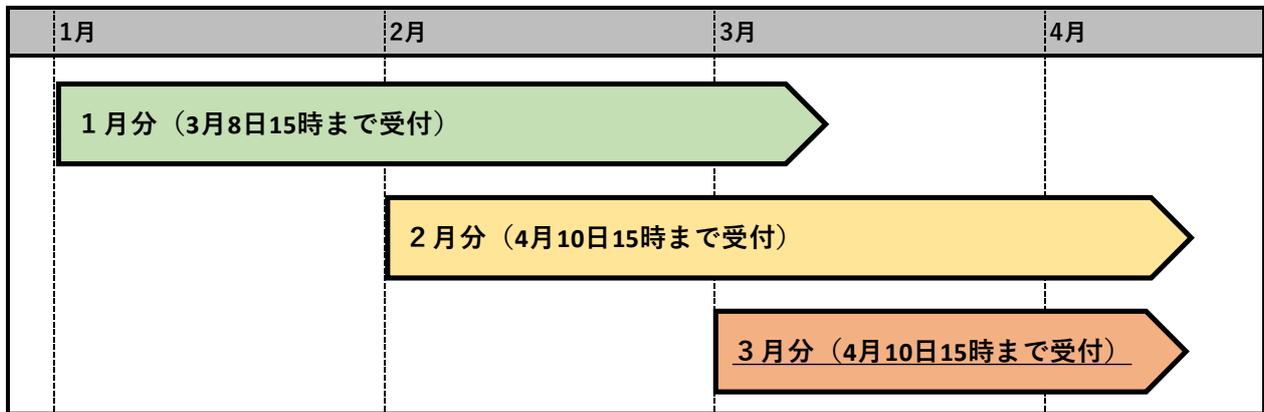


年度末のご注意

届出書類の遡り期間は通常は2カ月ですが、

年度を越えての遡りはできません

● 3月分の届出に限っては2カ月の遡りができません



令和5年度分の届出書類の締切日は4月10日15時、原本必着です！

郵便配達事情も考慮し、必ず上記期日の15時までに到着する
発送方法でご送付ください。

● 期日に間に合わなかった場合

期日に間に合わなかった場合は、届出書類通りの処理ができなくなりますのでご注意ください。

例) 4月10日15時までに、3月末退職者の届出書類が到着しなかった場合
⇒4月分の掛金を請求させていただき、4月末退職処理になります。

例) 4月10日15時までに、3月末転出、4月転入者の異動の届出書類が到着しなかった場合
⇒異動は成立しません。旧施設で退職手続きをしていただきます。旧施設に4月分の掛金を請求させていただき、4月末退職処理になります。

重要

令和6年4月より、『旧様式』での届出は、受付できません

最新の様式は共助会ホームページからご確認ください。

- 従前より『旧様式』の届出は受付できないことをお知らせしてまいりましたが、**退職・異動**について、『旧様式』での届出が散見されます。令和6年4月10日（水）の15時以降に到着の届出より、『旧様式』でご提出の場合、施設様へ返送させていただき、**新様式で再提出となります。**
- あわせて、**貸付金のお申込みも旧様式では受付できません**ので、ご注意ください。

ご提出の前に、再度ご確認ください。

消せるボールペンや鉛筆で記入された届出書類の受付はできません

- 消せるボールペン(フリクション)や鉛筆で記入されている届出は、受付できず、再作成していただくことになります。届出書類は油性ボールペンでご記入をお願いします。

退職、慶弔金支給時のお願い

- 毎月末日(土日祝日の場合は前営業日)は退職金と慶弔金の支給日です。届出記載の口座情報に相違がある場合、金融機関からの照会が入るため、毎月末日には施設・団体のご担当者様へご連絡をさせていただいています。**共助会の連絡から2日以内にご対応いただけない場合、支給が大幅に遅れてしまいます。その際は、ご了承ください。**

※12月と3月は支給日がずれる場合がございます。HPでご確認ください。

毎月、掛金明細と同封で発送しておりました『事務連絡』は廃止とさせていただきます。事務担当者の方への情報提供や加入者の皆さまへ周知をお願いしたいことなど、不定期でお知らせさせていただきます。

なお、毎月の締切日等はHPでご確認をお願いいたします。

共助会HP



千葉県共助会

検索